

(案)

7 水管第 号
令和 8 年 ● 月 ● 日

都道府県知事 殿

水産庁資源管理部長

「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の
一部改正について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 15 条の規定に基づく、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる数量をいう。）の融通について、その運用に係る留意事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として令和 2 年 12 月 25 日付けで定めたところであるが、今般、別紙のとおり一部改正したので、御了知願いたい。

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

改正後	改正前
<p>(別紙)</p> <p>くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領</p> <p>制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号 改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号 改正 令和5年12月14日付け5水管第2409号 改正 令和6年3月14日付け5水管第3465号 改正 令和6年5月13日付け6水管第390号 改正 令和6年11月27日付け6水管第2548号 改正 令和7年2月10日付け6水管第3279号 改正 令和7年3月26日付け6水管第3913号 改正 令和7年10月17日付け7水管第1746号 改正 令和8年●月●日付け水管第●号</p> <p>漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)(以下「くろまぐろ」と総称する。)の漁獲可能量の当初配分及び配分量(法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。)の融通については、法、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。)、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準(令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知)並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い(令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知)及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い(令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知)の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。</p>	<p>(別紙)</p> <p>くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領</p> <p>制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号 改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号 改正 令和5年12月14日付け5水管第2409号 改正 令和6年3月14日付け5水管第3465号 改正 令和6年5月13日付け6水管第390号 改正 令和6年11月27日付け6水管第2548号 改正 令和7年2月10日付け6水管第3279号 改正 令和7年3月26日付け6水管第3913号 改正 令和7年10月17日付け7水管第1746号</p> <p>漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)(以下「くろまぐろ」と総称する。)の漁獲可能量の当初配分及び配分量(法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。)の融通については、法、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。)、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準(令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知)並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い(令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知)及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い(令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知)の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。</p>

第1、第2 (略)

第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則

1 くろまぐろ(小型魚)について(基本方針別紙2-1関係)

(1)、(2) (略)

(3) 国の留保からの配分について

① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保が49トンを超えている場合には、留保が49トンを下回らない範囲(以下、(3)において「小型魚追加配分原資」という。)において、都道府県(混獲管理の目的として都道府県別基礎配分が1トンになるまで当初の上乗せが行われた都道府県を除く。)に対する追加配分を行うこととする。

令和8管理年度においては、次のアからウまでの方法により配分する。

ア. 小型魚追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、令和7管理年度の都道府県別基礎配分の比率で都道府県に配分する。

イ. アで配分した残りの数量のうち、令和7管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和7管理年度の都道府県別基礎配分の10パーセント又は10トンのいずれか少ない数量を上限に、当該譲渡数量(他の都道府県等から譲受した数量を除く。)と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、アで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはアで配分した残りの2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トン配分する。

ウ. 令和7管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、小型魚追加配分原資から上記ア及びイによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、留保の確保に支障がないと認められる範囲において、留保で対応することができることとする。

2 くろまぐろ(大型魚)について(基本方針別紙2-2関係)

第1、第2 (略)

第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則

1 くろまぐろ(小型魚)について(基本方針別紙2-1関係)

(1)、(2) (略)

(3) 国の留保からの配分について

① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保が49トンを超えている場合には、留保が49トンを下回らない範囲(以下、(3)において「小型魚追加配分原資」という。)において、都道府県(混獲管理の目的として都道府県別基礎配分が1トンになるまで当初の上乗せが行われた都道府県を除く。)に対する追加配分を行うこととする。

令和7管理年度においては、次のアからウまでの方法により配分する。

ア. 小型魚追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の比率で都道府県に配分する。

イ. アで配分した残りの数量のうち、令和6管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の7パーセントを上限に、当該譲渡数量(他の都道府県等から譲受した数量を除く。)と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、アで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはアで配分した残りの2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トン配分する。

ウ. 令和6管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、小型魚追加配分原資から上記ア及びイによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、留保の確保に支障がないと認められる範囲において、留保で対応することができることとする。

2 くろまぐろ(大型魚)について(基本方針別紙2-2関係)

(1)、(2) (略)

(3) 国の留保からの配分について

① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保が、第5の1の5)に用いる数量を除き150トンを超えている場合には、留保が150トンを下回らない数量(以下、(3)において「大型魚追加配分原資」という。)を、都道府県(混獲管理の目的として都道府県別基礎配分が2トンになるまで当初の上乗せが行われた都道府県を除く。)に対して、優先して配分する。

令和8管理年度においては、次のアからウまでの方法により配分する。

ア. 大型魚追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、令和7管理年度の都道府県別基礎配分の比率で都道府県に配分する。

イ. アで配分した残りの数量のうち、令和7管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和7管理年度の都道府県別基礎配分の10パーセント又は10トンのいずれか少ない数量を上限に、当該譲渡数量(他の都道府県等から譲受した数量を除く。)と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分量の合計が、アで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはアで配分した残りの2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トンを配分する。

ウ. 令和7管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、大型魚追加配分原資から、上記ア及びイによる配分量を減じた数量を、均等割で配分する。

② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、超過リスクへの備えに支障がないと認められる範囲において、第5の1の5)に用いる数量を除く留保で対応することができることとする。

第4 (略)

(1)、(2) (略)

(3) 国の留保からの配分について

① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保が、第5の1の5)に用いる数量を除き150トンを超えている場合には、留保が150トンを下回らない数量(以下、(3)において「大型魚追加配分原資」という。)を、都道府県(混獲管理の目的として都道府県別基礎配分が2トンになるまで当初の上乗せが行われた都道府県を除く。)に対して、優先して配分する。

令和7管理年度においては、次のアからウまでの方法により配分する。

ア. 大型魚追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の比率で都道府県に配分する。

イ. アで配分した残りの数量のうち、令和6管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の7パーセントを上限に、当該譲渡数量(他の都道府県等から譲受した数量を除く。)と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分量の合計が、アで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはアで配分した残りの2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トンを配分する。

ウ. 令和6管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、大型魚追加配分原資から、上記ア及びイによる配分量を減じた数量を、均等割で配分する。

② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、超過リスクへの備えに支障がないと認められる範囲において、第5の1の5)に用いる数量を除く留保で対応することができることとする。

第4 (略)

第5 配分量の融通の基本的考え方

1 (略)

2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務

(1) (略)

(2) 1(5)の規定に基づく不等量交換について、令和8管理年度において基本方針別紙2-2の第6の1の2(㉗)のために農林水産大臣が当初において確保する数量は、60トンを上限とする。

(3) (略)

第6～第10 (略)

別記様式第1号～第23号(略)

第5 配分量の融通の基本的考え方

1 (略)

2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務

(1) (略)

(2) 1(5)の規定に基づく不等量交換について、令和7管理年度において基本方針別紙2-2の第6の1の2(㉗)のために農林水産大臣が当初において確保する数量は、60トンを上限とする。

(3) (略)

第6～第10 (略)

別記様式第1号～第23号(略)

附 則

この実施要領は、令和8年●月●日から施行する。

(別紙)

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

水産庁資源管理部長通知

制定	令和 2 年 12 月 25 日付け 2 水管第 1905 号
改正	令和 3 年 4 月 21 日付け 3 水管第 198 号
改正	令和 3 年 12 月 28 日付け 3 水管第 2366 号
改正	令和 4 年 4 月 14 日付け 4 水管第 155 号
改正	令和 4 年 12 月 26 日付け 4 水管第 3008 号
改正	令和 5 年 3 月 22 日付け 4 水管第 3835 号
改正	令和 5 年 12 月 14 日付け 5 水管第 2409 号
改正	令和 6 年 3 月 14 日付け 5 水管第 3465 号
改正	令和 6 年 5 月 13 日付け 6 水管第 390 号
改正	令和 6 年 11 月 27 日付け 6 水管第 2548 号
改正	令和 7 年 2 月 10 日付け 6 水管第 3279 号
改正	令和 7 年 3 月 26 日付け 6 水管第 3913 号
改正	令和 7 年 10 月 17 日付け 7 水管第 1746 号
改正	令和 8 年 ● 月 ● 日付け 7 水管第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 15 条の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」と総称する。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和 2 年 10 月 28 日付け 2 水管第 1443 号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和 2 年 10 月 30 日付け 2 水管第 1491 号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和 2 年 10 月 30 日付け 2 水管第 1492 号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。

第 1 趣旨

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分については、「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に従い、基本方針に則して、農林水産大臣が決定している。

くろまぐろの漁獲可能量の配分については、その配分方法や決定までのプロセスに対して特に沿岸漁業者から不満が出ており、平成 30 年 7 月から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく TAC 制度を導入した際にはパブリックコメント等で多数の意

見が寄せられた。そのような背景から、平成30年9月に水産政策審議会資源管理分科会の下に置かれた「くろまぐろ部会」は、くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関し調査審議し、第5回くろまぐろ部会（平成30年11月1日）で「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」、第9回くろまぐろ部会（令和3年11月29日）で「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」、第12回くろまぐろ部会（令和6年11月26日）で「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」を取りまとめ、それぞれ水産政策審議会第92回資源管理分科会（平成30年12月19日）、同審議会第115回資源管理分科会（令和3年12月14日）及び同審議会第134回資源管理分科会（令和6年12月11日）において決定されたところである。

この要領は、「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」を踏まえた漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への当初配分の基準の細則及び都道府県別漁獲可能量の当初配分の手続並びに漁獲可能量の有効活用を図ることを目的として配分量の融通に関するルールを定めるものである。

第2 用語の定義

本要領における用語の定義は、法及び基本方針によるほか、次の1から7までのとおりとする。

1 当初配分

法第15条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が、各管理年度の開始日時点の配分量を定めることをいう。

2 融通

法第15条第6項の規定に基づき、農林水産大臣が配分量を変更することのうち、①都道府県間、②大臣管理区分間、③都道府県と大臣管理区分との間又は④くろまぐろ（大型魚）とくろまぐろ（小型魚）との間のいずれかにおける配分量の移転をいう。

3 交換

融通のうち、くろまぐろ（大型魚）とくろまぐろ（小型魚）との間で相互に配分量を移転するものをいい、次の2つのタイプがある。

- (1) 等量交換 くろまぐろ（小型魚）の配分量とくろまぐろ（大型魚）の配分量とを同じ配分量で移転するものをいう。
- (2) 不等量交換 くろまぐろ（小型魚）の配分量とくろまぐろ（大型魚）の配分量とを異なる配分量で移転するものをいう。

4 譲渡

融通のうち、配分量を、譲り受けることなく、一方的に譲り渡すものをいう。

5 譲受

融通のうち、配分量を、譲り渡すことなく、一方的に譲り受けるものをいう。

6 協議

融通を希望する①都道府県水産主務課長間、②大臣管理区分に係る漁業者により構成される団体（以下「大臣管理団体」という。）の長間、③都道府県水産主務課長と

大臣管理団体の長との間で必要に応じて行われる調整をいう。

7 仲介

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長から要請があった場合に、水産庁資源管理部漁獲監理官が都道府県水産主務課長及び大臣管理団体の長と行う連絡調整をいう。

第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則

1 くろまぐろ（小型魚）について（基本方針別紙2-1関係）

(1) 配分量の繰越分について

大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の10パーセントとする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。

都道府県の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各都道府県の都道府県別漁獲可能量の10パーセントとする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の総量は、WCPFCで合意された繰越率を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

(2) 配分量の超過分について

超過分の差引きにより管理年度の配分量が実質0トンとなる都道府県又は大臣管理区分については、想定外の混獲があった場合に充当するための配分量を与えることとする。

令和元年漁期（第5管理期間）以降に超過分が発生した場合は原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。

知事管理区分における過去の管理期間の超過分については、平成28年漁期（第2管理期間）の超過分は都道府県別漁獲可能量の2割を上限に超過分の全量に達するまで毎年差し引くこととする。

なお、混獲管理のための配分量を配分している都道府県（漁獲実績を基準として配分した際に都道府県別漁獲可能量が1トン以下となるものに限る。）における漁獲による超過分があった場合については、翌管理年度は、その差引きによる都道府県別漁獲可能量の変更は行わないこととする。

(3) 国の留保からの配分について

① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保が49トンを超えている場合には、留保が49トンを下回らない範囲（以下、(3)において「小型魚追加配分原資」という。）において、都道府県（混獲管理の目的として都道府県別基礎配分が1トンになるまで当初の上乗せが行われた都道府県を除く。）に対する追加配分を行うこととする。

令和 8 管理年度においては、次のアからウまでの方法により配分する。

ア. 小型魚追加配分原資の 2 分の 1 の数量（小数第 2 位以下を切り捨て）を、令和 7 管理年度の都道府県別基礎配分の比率で都道府県に配分する。

イ. アで配分した残りの数量のうち、令和 7 管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和 7 管理年度の都道府県別基礎配分の 10 パーセント又は 10 トンのいずれか少ない数量を上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、アで配分した残りの 2 分の 1 の数量を超える場合にはアで配分した残りの 2 分の 1 の数量（小数第 2 位以下を切り捨て）を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が 0 トンとなる場合には 0.1 トンを配分する。

ウ. 令和 7 管理年度の配分量の消化率が 8 割以上となった都道府県に対し、小型魚追加配分原資から上記ア及びイによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

- ② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、留保の確保に支障がないと認められる範囲において、留保で対応することができることとする。

2 くろまぐろ（大型魚）について（基本方針別紙 2－2 関係）

(1) 配分量の繰越分について

管理年度が終了する時点で、それぞれの大管管理区分又は都道府県において、配分量に未利用分（管理年度中に他の大管管理区分及び都道府県に譲渡した配分量も含むものとする。）がある場合には、その管理年度の当初配分量の 10 パーセントを上限として、翌管理年度の漁獲可能量の配分量に繰り越すこととする。翌管理年度の漁獲可能量の配分量は、管理年度終了後 1 か月以内に繰越分を確定し、当該繰越分を追加配分した配分量に漁獲可能量を変更する。

ただし、漁獲割当管理区分及び漁獲割当管理区分以外の管理区分の 2 つが設定されている大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業の大管管理区分に関し、それぞれの大管管理漁獲可能量の未利用分の繰越しについては、次の①及び②により行うこととする。

① 大中型まき網漁業

くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大管管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区分及びくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）の当初の大管管理漁獲可能量の合計の 10 パーセントとする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度においてくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）からくろまぐろ（大型魚）大中型ま

き網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分された数量（以下「前管理年度繰り入れ数量」という。）は、くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする（当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量でもって追加配分をする）。

② かつお・まぐろ漁業

くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の管理区分では、地域によりくろまぐろの盛漁期が異なるため、管理年度の途中で各船に繰越数量を追加配分すると地域による有利不利が発生する。また、毎年1月からの大臣管理区分の管理年度開始以降、漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の移転が断続的に行われることから、追加配分によって管理年度中に年次漁獲割当量を変更することは混乱を招くこととなる。このため、当該管理区分の未利用分については、当初配分の10パーセントを上限として、当該未利用分が発生した管理年度の翌々管理年度のくろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の当初配分へ上乗せして配分することとする。

それぞれの大臣管理区分又は都道府県において、その当該未利用分から上記の繰越分を除いた未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の未利用分は、W C P F Cで合意された繰越率を乗じた数量を上限に、翌管理年度に国の留保に繰り越すこととする。

(2) 配分量の超過分について

超過分の差引きにより管理年度の配分量が実質0トンとなる管理区分については、混獲管理のための配分量を一定量配分するものとする。

令和元年漁期（第5管理期間）以降に超過分が発生した場合は原則として一括で差し引くこととし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り分割差引きとする。

なお、混獲管理を目的として都道府県別基礎配分が2トンになるまで当初の上乗せが行われた都道府県における漁獲による超過分があった場合については、翌管理年度は、その差引きによる都道府県別漁獲可能量の変更は行わない。

(3) 国の留保からの配分について

① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保が、第5の1の(5)に用いる数量を除き150トンを超えている場合には、留保が150トンを下回らない数量（以下、(3)において「大型魚追加配分原資」という。）を、都道府県（混獲管理の目的として都道府県別基礎配分が2トンになるまで当初の上乗せが行われた都道府県を除く。）に対して、優先して配分する。

令和8管理年度においては、次のアからウまでの方法により配分する。

ア. 大型魚追加配分原資の2分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、令和7管理年度の都道府県別基礎配分の比率で都道府県に配分する。

イ. アで配分した残りの数量のうち、令和7管理年度において配分量を他の都道

府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和7管理年度の都道府県別基礎配分の10パーセント又は10トンのいずれか少ない数量を上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、アで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはアで配分した残りの2分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トンを配分する。

ウ．令和7管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、大型魚追加配分原資から、上記ア及びイによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

- ② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、超過リスクへの備えに支障がないと認められる範囲において、第5の1の(5)に用いる数量を除く留保で対応することができることとする。

第4 都道府県別漁獲可能量の当初配分の手続

1 都道府県知事に対する意見照会（法第15条第4項関係）

- (1) 法第15条第4項の規定により管理年度の都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣は、基本方針及び第2の定めるところに即して、原案を作成し、都道府県知事に対して、当該管理年度の開始前に1回（12月）、別記様式第1号により、都道府県別漁獲可能量に関する意見を聴くものとする。
- (2) (1)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第2号により、同意する旨の回答を行う。
- (3) (1)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見提出する場合にあっては、別記様式第3号により、意見を提出する。

2 当初配分の決定、公表及び通知等（法第15条第1項及び第3項から第6項まで並びに法第16条第4項関係）

- (1) 1(2)及び(3)の規定に基づき提出のあった都道府県知事の回答又は意見を踏まえて、法第15条第3項の規定により、都道府県漁獲可能量の案を水産政策審議会に諮問し、その答申を受けて農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めるものとする。
- (2) 都道府県別漁獲可能量を定めたときは、農林水産大臣は、法第15条第4項の規定により、都道府県知事に対して、別記様式第4号により、通知する。
- (3) (2)により定めた都道府県別漁獲可能量については、法第15条第5項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。

- (4) 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、(3)の公表後、法第16条第4項の規定に基づき、遅滞なく都道府県の告示（以下「都道府県告示」という。）において公表するものとする。

第5 配分量の融通の基本的考え方

1 配分量の融通

- (1) 融通を行う場合には、配分量を交換し、譲渡し、又は譲受する当事者となる都道府県又は大臣管理団体の事前の合意を前提とし、等量交換、不等量交換、譲渡及び譲受のいずれも行えるものとする。なお、交換の場合には、当該管理年度と翌年の管理年度との間の交換も可能とする。
- (2) 農林水産大臣は、法第15条第6項の規定に基づく都道府県別漁獲可能量の変更を行うに当たっては、可能な限り、(1)における各都道府県又は大臣管理団体の事前の合意を踏まえた数量を定めるものとする。
- (3) 融通を行うことで配分量が減少した後、突発的な来遊により当該減少後の配分量を超過するリスクが生じた場合には、国の留保で対応する。
- (4) 不等量交換は、水産庁資源管理部漁獲監理官が行う要望調査の結果に基づき、同一の都道府県間又は同一の漁業の種類の大臣管理区分間で行われるくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換のみとする。この場合において、個々の不等量交換後のくろまぐろ（大型魚）の数量は、不等量交換を行おうとするくろまぐろ（小型魚）の数量にWCPFCで合意された措置に基づく係数（1.47）を乗じた数量とする。
- (5) (4)の規定にかかわらず、くろまぐろ（小型魚）の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するための国が定める枠組み（新資源管理導入円滑化等推進事業のうち相互扶助漁獲支援事業）に参加する漁業者に対するものとして行う同一の都道府県間の不等量交換は行えるものとする。この不等量交換後のくろまぐろ（大型魚）の数量は、不等量交換を行おうとするくろまぐろ（小型魚）の数量に1.6を乗じた数量とし、WCPFCで合意された措置に基づく係数（1.47）を乗じた数量との差は、基本方針別紙2-2の第6の1の(2)⑦のために農林水産大臣が当初において確保した数量から上乗せする。

2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務

- (1) 融通を行うことができる配分量は、「各管理年度における都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量から、当該管理年度における融通を行う時点までの当該都道府県又は大臣管理区分の漁獲量を差し引いた配分量」を上限とする。ただし、譲受される場合はこの限りではない。
- (2) 1(5)の規定に基づく不等量交換について、令和8管理年度において基本方針別紙2-2の第6の1の(2)⑦のために農林水産大臣が当初において確保する数量は、

60 トンを上限とする。

- (3) 融通後の配分量は、遵守しなければならない。

第6 都道府県別漁獲可能量の融通の手続

1 都道府県水産主務課長に対する要望調査等

- (1) 水産庁資源管理部漁獲監理官は、都道府県水産主務課長に対して、別記様式第5号により、都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望を聴くものとし、9月及び翌年1月に聴くことを基本とする。
- (2) (1)の要望調査を受けた都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、配分量の交換若しくは譲受を希望する場合又は都道府県別漁獲可能量の譲渡が可能な場合には、別記様式第6号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。
- (3) 第5の1(4)の規定に基づく同一の都道府県間の不等量交換について、水産庁資源管理部漁獲監理官は、管理年度の開始前、繰越分に係る追加配分の前及び小型魚の漁獲状況を踏まえて必要と認める場合は、都道府県水産主務課長に対して、別記様式第21号により、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更に係る要望を聴くものとする。
- (4) (3)の要望調査を受けた都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第22号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。
- (5) 第5の1(5)の規定に基づく同一の都道府県間の不等量交換について、都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第23号により要望するものとする。

2 配分量の融通に関する要望調査の結果の通知、協議及び協議の仲介等

- (1) 水産庁資源管理部漁獲監理官は、1(2)の規定により提出のあった都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望を取りまとめ、別記様式第7号により、速やかに配分量の交換若しくは譲受を希望する都道府県水産主務課長又は配分量の譲渡が可能な都道府県水産主務課長に対して、要望調査の結果を通知することとする。
- (2) (1)の通知を受けた都道府県水産主務課長は、原則として当該都道府県水産主務課長の間で融通の協議を行うこととする。
- (3) 都道府県水産主務課長間で配分量の融通の協議が調った場合には、当該都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第8号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。
- (4) 都道府県水産主務課長は、必要に応じて、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第9号により、融通の協議の仲介を要請することができるものとする。
- (5) 都道府県水産主務課長から提出された譲受要望について水産庁資源管理部漁獲監

理官が融通の仲介を行う場合において、都道府県水産主務課長が要望することができる数量は、25 トンに都道府県の前管理年度終了時点における都道府県別漁獲可能量に対する漁獲実績の割合（以下「消化率」という。）を乗じた数量を上限とする。また、都道府県の前管理年度終了時における消化率が4割未満の場合は、10 トンを上限とする。

- (6) 水産庁資源管理部漁獲監理官が都道府県水産主務課長からの譲受要望を仲介する場合において、管理年度開始（4月1日）から9月末日までの期間においては、要望提出時における消化率が4割以上の都道府県について協議の仲介を行うこととし、その他の期間（10月1日から翌年3月末日まで）においては、都道府県の消化率にかかわらず協議の仲介を行うものとする。
- (7) 水産庁資源管理部漁獲監理官が都道府県水産主務課長間における融通の協議を仲介した場合には、水産庁資源管理部漁獲監理官は、関係する都道府県水産主務課長に対して、別記様式第10号により、速やかに当該仲介の結果を通知するものとし、当該結果をもって協議が終了したとみなすものとする。
- (8) その他、1の要望調査を経ずに、都道府県水産主務課長間において配分量の融通の協議が調った場合には、都道府県水産主務課長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第11号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。
- (9) 各管理年度における配分量の融通については、都道府県水産主務課長は、各管理年度終了の15日前までに配分量の融通の協議を終え、かつ、(3)又は(8)の報告をしなければならない。
- (10) 都道府県知事は、都道府県水産主務課長間で配分量の融通の協議が調った場合において、当該協議により合意された数量に基づき農林水産大臣が法第15条第6項の規定に基づく都道府県別漁獲可能量の変更を行うことに異存がない場合には、別記様式第12号により、農林水産大臣に対して、都道府県別漁獲可能量の変更を願い出ることができる。

3 都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知等（法第15条第6項及び同項において準用する同条第3項から第5項まで並びに法第16条第5項において準用する同条第4項関係）

- (1) 配分量の融通に係る協議が調った場合又は不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更を行う場合には、農林水産大臣は、法第15条第6項において準用する同条第3項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。
- (2) 都道府県別漁獲可能量を変更しようとするときは、農林水産大臣は、関係する都道府県知事に対して、別記様式第13号により、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする（ただし、2の(10)により都道府県知事が都道府

県別漁獲可能量の変更を願い出た場合において、当該願い出に即した変更を行う場合を除く）。

- (3) (2)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第 14 号により、同意する旨の回答を行う。
- (4) (2)の意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見を提出する場合にあっては、別記様式第 15 号により、意見を提出する。
- (5) 農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項に基づき都道府県別漁獲可能量を変更した後、同項において準用する同条第 4 項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第 16 号により、通知する。
- (6) 変更した都道府県別漁獲可能量については、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。
- (7) 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量の変更をしたときは、法第 16 条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、遅滞なく都道府県において公表するものとする。

第 7 大臣管理漁獲可能量の融通の手続

1 配分量の融通の協議

- (1) 大臣管理区分間の大臣管理漁獲可能量の融通については、原則として大臣管理団体間での協議により行うものとし、配分量の融通に関する協議が調った場合には、大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第 17 号により、速やかに当該協議の結果を報告するものとする。
- (2) 第 5 の 1 (4)の規定に基づく同一の漁業の種類の大臣管理区分の不等量交換について、水産庁資源管理部漁獲監理官は、管理年度の開始前、繰越分に係る追加配分の前及び小型魚の漁獲状況を踏まえて必要と認める場合は、大臣管理団体に対して、別記様式第 21 号により、不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更に係る要望を聴くものとする。
- (3) (2)の要望調査を受けた大臣管理団体は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更を希望する場合には、別記様式第 22 号により、当該要望調査に対する回答を行うものとする。

2 大臣管理漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知（法第 15 条第 6 項及び同項において準用する同条第 3 項から第 5 項まで関係）

- (1) 協議結果の報告があった場合又は不等量交換に伴う大臣管理漁獲可能量の変更を行う場合には、農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする大臣管理漁獲可能量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。
- (2) 農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項に基づき大臣管理漁獲可能量を変更した後、関

係する大臣管理団体の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第 18 号により、通知する。

- (3) 変更した大臣管理漁獲可能量については、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表する。

第 8 大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通の手続

1 配分量の融通の協議及び仲介

- (1) 水産庁資源管理部漁獲監理官は、第 6 の 2(4)の規定により、都道府県水産主務課長から要請があった場合又は別記様式 9 号により、大臣管理団体の長から要請があった場合において、都道府県水産主務課長と大臣管理との間における配分量の融通の協議を仲介することとする。
- (2) 水産庁資源管理部漁獲監理官が都道府県水産主務課長と大臣管理団体の長との間における配分量の融通の協議を仲介する場合には、水産庁資源管理部漁獲監理官は、都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長に対して、別記様式第 19 号により、都道府県又は大臣管理区分が要望する数量を通知するものとする。
- (3) (2)の通知を受けた都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長は、水産庁資源管理部漁獲監理官に対して、別記様式第 20 号により、都道府県又は大臣管理区分からの要望に対応可能な数量について報告するものとする。
- (4) 水産庁資源管理部漁獲監理官が都道府県水産主務課長と大臣管理団体の長との間における配分量の融通の協議を仲介した場合には、水産庁資源管理部漁獲監理官は、関係する都道府県水産主務課長及び大臣管理団体の長に対して、別記様式第 10 号により、速やかに当該仲介の結果を通知するものとし、当該結果をもって協議が終了したとみなすものとする。

2 配分量の変更の決定、公表及び通知等（法第 15 条第 6 項及び同項において準用する同条第 3 項から第 5 項まで並びに法第 16 条第 5 項において準用する同条第 4 項関係）

- (1) 大臣管理区分と都道府県との間における配分量の融通に関する協議が調った場合には、農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により、水産政策審議会に対して、変更しようとする配分量について意見を聴くものとする（あらかじめ水産政策審議会の了承を得たものを除く。）。
- (2) 都道府県別漁獲可能量を変更しようとするときは、農林水産大臣は、関係する都道府県知事に対して、別記様式第 13 号により、変更しようとする都道府県別漁獲可能量について意見を聴くものとする。
- (3) 意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に同意する場合にあっては、別記様式第 14 号により、同意する旨の回答を行う。
- (4) 意見照会を受けた都道府県知事は、当該意見照会に意見を提出する場合にあっては、都道府県知事は別記様式第 15 号により、意見を提出する。

- (5) 農林水産大臣は、法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により、都道府県知事に対して、変更した都道府県別漁獲可能量を、別記様式第 16 号により通知するとともに、当該大臣管理団体の長に対して、変更した大臣管理漁獲可能量を、別記様式第 18 号により通知するものとする。
- (6) 変更した配分量については、法第 15 条第 6 項に基づき変更した後、同項において準用する同条第 5 項の規定により、水産庁ホームページに掲載するとともに、官報において告示して、公表するものとする。
- (7) 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量の変更をしたときは、法第 16 条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、遅滞なく都道府県において公表するものとする。

3 留保を用いた調整

大臣管理区分からの融通可能量に一定量を加えることで融通が調うときであって、その量が留保の確保に支障がないと認められる場合には、留保と都道府県別漁獲可能量との間での数量の交換を行うことができることとする。

この場合における都道府県別漁獲可能量の変更の決定、公表及び通知は、第 6 の 3 の規定により行うものとする。

第 9 配分量の交換又は譲渡により配分量が減少した管理区分において、配分量を超過した場合の措置

配分量の交換又は譲渡が行われた大臣管理区分又は都道府県においては、これにより配分量が減少することとなったとしても、当該交換又は譲渡後の配分量を遵守することが基本である。

しかしながら、配分量の交換又は譲渡が行われた大臣管理区分又は都道府県が、突発的な来遊により予期しない漁獲が積み上がるなどやむを得ない事情により、減少後の配分量を超過した場合には、留保枠の残りの数量を考慮した上で、当該交換又は譲渡が行われた配分量を上限として、留保枠から当該大臣管理区分又は都道府県に対して配分量の追加配分を行うことができることとする。

この場合における配分量の変更の決定、公表及び通知については、第 6 の 3 又は第 7 の 2 の規定により行うものとする。

第 10 配分量の融通が行われた場合の翌年の管理年度の当初配分

配分量の融通が行われた管理年度の、翌管理年度の漁獲可能量の各都道府県及び大臣管理区分への当初配分は、当該融通後の配分量を考慮しない。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日付け 2 水管第 1905 号）
（施行期日）

- 1 この実施要領は、基本方針別紙 2 - 1 及び別紙 2 - 2 の管理年度の開始の日（大臣管

理区分にあつては令和3年1月1日、知事管理区分にあつては令和3年4月1日) から施行する。

(くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領の廃止)

- 2 くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領(平成31年3月25日付け30水管第2795号水産庁資源管理部長通知)は、廃止する。

(くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前のくろまぐろの配分量の融通に関する実施要領第1から第10までの規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)附則第28条の規定により改正法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

附 則 (令和3年4月21日付け3水管第198号)

この実施要領は、令和3年4月21日から施行する。

附 則 (令和3年12月28日付け3水管第2366号)

この実施要領は、令和3年12月28日から施行する。

附 則 (令和4年4月14日付け4水管第155号)

この実施要領は、令和4年4月14日から施行する。

附 則 (令和4年12月26日付け4水管第3008号)

この実施要領は、令和4年12月26日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日付け4水管第3835号)

この実施要領は、令和5年3月22日から施行する。

附 則 (令和5年12月14日付け5水管第2409号)

この実施要領は、令和5年12月14日から施行する。

附 則 (令和6年3月14日付け5水管第3465号)

この実施要領は、令和6年3月14日から施行する。

附 則 (令和6年5月13日付け6水管第390号)

この実施要領は、令和6年5月13日から施行する。

附 則 (令和6年11月27日付け6水管第2548号)

この実施要領は、令和6年11月27日から施行する。

附 則 (令和7年2月10日付け6水管第3279号)

この実施要領は、令和7年2月10日から施行する。

附 則 (令和7年3月26日付け6水管第3913号)

この実施要領は、令和7年3月26日から施行する。

附 則 (令和7年10月17日付け7水管第1746号)

この実施要領は、令和7年10月17日から施行する。

附 則 (令和8年●月●日付け水管第 号)

この実施要領は、令和●年●月●日から施行する。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項第 2 号に規定する都道府県別漁獲可能量を定めるに当たり、同条第 4 項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、年 月 日（ ）までに提出願います。

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量 (〇〇都道府県分)
くろまぐろ (小型魚)	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に
係る意見照会に対する回答（同意）

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の
当初配分に係る意見照会について、同意する旨を回答いたします。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に
係る意見照会に対する回答（意見）

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の
当初配分に係る意見照会について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 希望するくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	希望する都道府県別漁獲可能量の当初配分 (〇〇都道府県分)
くろまぐろ（小型魚）	トン
くろまぐろ（大型魚）	トン

2. 1. の都道府県別漁獲可能量を希望する理由

別記様式第4号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (〇〇都道府県分)
くろまぐろ (小型魚)	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン

別記様式第5号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長 殿

水産庁資源管理部漁獲監理官

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る
要望調査（第 回）

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査（第 回）について、都道府県別漁獲可能量の交換又は譲受を希望する場合にあっては当該交換又は譲渡を希望する数量を、都道府県別漁獲可能量の交換又は譲渡が可能な場合にあっては当該交換又は譲渡が可能な数量を、別紙様式に必要な事項を記載の上、 年 月 日（ ）までに提出願います。

なお、本意見照会に対する回答に併せて、水産庁資源管理部漁獲監理官へ融通の協議の仲介を要請することを可能としています。また、水産庁資源管理部漁獲監理官が融通の協議を仲介する場合には、都道府県別漁獲可能量の交換に関する希望についての調整を行った後、更に譲渡が可能な都道府県別漁獲可能量があれば、都道府県別漁獲可能量の譲受に関する希望についての調整を行うことといたします。

※施行上の注意：別紙として別記様式第6号を添付する。

別記様式第6号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る
要望調査（第 回）に対する回答

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の
融通に係る要望調査（第 回）について、下記のとおり交換又は譲受を希望する数量（交
換又は譲渡が可能な数量）を提出します。

記

1. 交換又は譲受を希望する数量（当初配分（又は現時点の配分）からの増加を要望する
数量）

要望する類型	種類	数量
小型魚と大型魚の交換	小型魚又は大型魚	トン
譲受	小型魚又は大型魚	トン

2. 交換又は譲渡が可能な数量（当初配分（又は現時点の配分）からの減少可能な数量）

要望する類型	種類	数量（※）
小型魚と大型魚の交換	小型魚又は大型魚	トン ()
譲渡	小型魚又は大型魚	トン

※ 交換を希望する数量のうち、交換の協議が調わない場合の譲渡の可否について、記載
をお願いします。数量の下の括弧内に（譲渡可）、（譲渡不可）又は（トン譲渡可）を
記載してください。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長 殿

水産庁資源管理部漁獲監理官

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る
要望調査（第 回）の結果

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の
融通に係る要望調査（第 回）について、要望調査を行った結果、下記の表のとおり回答
がありましたので、お知らせします。

なお、都道府県知事間で都道府県別漁獲可能量の融通の協議が調った場合には、別紙様
式により報告をお願いします。

記

（表） くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要
望調査（第 回）の結果

種類	都道府県	類型	融通を受けることを希望 する数量（トン）	融通に応じることが可能 な数量（トン）
小型魚		交換		
		譲受		
	計			

種類	都道府県	類型	融通を受けることを希望 する数量（トン）	融通に応じることが可能 な数量（トン）
大型魚		交換		
		譲渡		
	計			

※施行上の注意：別紙として別記様式第8号を添付する。

別記様式第8号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る
要望調査（第 回）後の協議結果の報告

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査
（第 回）後の協議について、下記のとおり都道府県別漁獲可能量の融通の協議が調いま
したので、都道府県別漁獲可能量の変更の手続をお願いします。

記

都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査後の協議結果

種類	都道府県別漁獲可能量			相手方の 都道府県	類型
	融通前	融通量	融通後		
小型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換

別記様式第9号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量等の融通に係る協議の仲介要請

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量等の融通に係る協議について、水産庁資源管理部漁獲監理官に融通の協議の仲介を依頼した都道府県、大臣管理区分及び留保枠との配分量の融通を希望するので、水産庁資源管理部漁獲監理官による融通の協議の仲介を要請いたします。

別記様式第 10 号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長 殿

水産庁資源管理部漁獲監理官

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量等の融通に係る仲介結果

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量等の融通について、水産庁資源管理部漁獲監理官による融通の協議の仲介に係る結果は、下記のとおりとなりました。

記

都道府県別漁獲可能量等の融通に係る仲介結果

種類	都道府県又は大臣管理区分	都道府県別漁獲可能量等			類型
		融通前	融通量	融通後	
小型魚					小型魚と大型魚の交換
大型魚					小型魚と大型魚の交換

別記様式第 11 号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る
協議結果の報告

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る協議につ
いて、下記のとおり都道府県別漁獲可能量の融通の協議が調いましたので、都道府県別漁
獲可能量の変更の手続をお願いします。

記

都道府県別漁獲可能量の融通に係る協議結果（〇〇都道府県分）

種類	都道府県別漁獲可能量			相手方の 都道府県	類型
	融通前	融通量	融通後		
小型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	トン	トン	県	小型魚と大型魚の交換

別記様式第 12 号（漁業法第 15 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る
変更の願出

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る協議について、年 月 日付けの都道府県別漁獲可能量の融通に係る協議結果の報告のとおり協議が調いましたので、合意した内容で都道府県別漁獲可能量を変更するよう要望いたします。

合意した内容で都道府県別漁獲可能量を変更することに関して、法第 15 条第 6 項にて準用する同条第 4 項に基づく意見については「同意」である旨申し添えます。

別記様式第 13 号（漁業法第 15 条関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見
照会

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法（昭
和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲
可能量を変更するにあたり、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、貴職の意
見を求めるので、 年 月 日（ ）までに提出願います。

記

（表）くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (〇〇都道府県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	トン	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン	トン

別記様式第 14 号（漁業法第 15 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る
意見照会に対する回答（同意）

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会について、同意する旨を回答いたします。

別記様式第 15 号（漁業法第 15 条関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る
意見照会に対する回答（意見）

年 月 日付けのくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更に係る意見照会について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 希望するくろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量

特定水産資源	希望する都道府県別漁獲可能量 (〇〇都道府県分)
くろまぐろ（小型魚）	トン
くろまぐろ（大型魚）	トン

2. 1. の都道府県別漁獲可能量を希望する理由

別記様式第 16 号（漁業法第 15 条関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表） くろまぐろに関する〇〇管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (〇〇都道府県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	トン	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン	トン

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

大臣管理団体の長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通に係る協議結果の報告

くろまぐろに関する〇〇管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通に係る協議について、下記のとおり大臣管理漁獲可能量の融通の協議が調いましたので、大臣管理漁獲可能量の変更の手続をお願いします。

記

大臣管理漁区分の大臣管理漁獲可能量の融通に係る協議結果（〇〇漁業分）

種類	大臣管理漁獲可能量			相手方の 大臣管理区 分	類型
	融通前	融通量	融通後		
小型魚	トン	トン	トン	漁業	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	トン	トン	漁業	小型魚と大型魚の交換

別記様式第 18 号（漁業法第 15 条関係）

番 号
年 月 日

大臣管理団体の長 殿

農林水産大臣

くろまぐろに関する〇〇管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通の通知

くろまぐろに関する〇〇管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり大臣管理漁獲可能量を変更したので、御了知の上、関係団体等に周知願います。

記

（表） くろまぐろに関する〇〇管理年度における大臣管理漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	変更した大臣管理漁獲可能量 (〇〇漁業分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	トン	トン
くろまぐろ (大型魚)	トン	トン

別記様式第 19 号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長 殿

水産庁資源管理部漁獲監理官

くろまぐろに関する〇〇管理年度における配分量の融通に係る都道府県（又は大臣管理区分）からの要望数量の通知

くろまぐろに関する〇〇管理年度における配分量の融通について、都道府県（又は大臣管理区分）から配分量の融通に係る仲介要請があったことから、大臣管理区分と都道府県の間における配分量の融通の協議について、水産庁資源管理部漁獲監理官が仲介することといたします。

このため、都道府県（又は大臣管理区分）からの要望に応じることが可能な場合は、その数量について、別紙様式により報告をお願いいたします。

なお、都道府県（又は大臣管理区分）から要望のあった数量は下記のとおりです。

記

（表）都道府県（又は大臣管理区分）から要望のあった数量の合計

種類	数量	類型
小型魚	トン	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	小型魚と大型魚の交換

※施行上の注意：別紙として別記様式第 19 号を添付する。

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろに関する〇〇管理年度における配分量の融通に係る都道府県（又は大臣管理区分）からの要望への対応可能数量の報告

年 月 日付けで通知のあったくろまぐろに関する〇〇管理年度における配分量の融通に係る都道府県（又は大臣管理区分）からの要望について、下記のとおり対応可能な数量を報告いたします。

記

（表）対応可能な数量

種類	数量	類型
小型魚	トン	小型魚と大型魚の交換
大型魚	トン	小型魚と大型魚の交換

別記様式第 21 号

番 号
年 月 日

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長 殿

水産庁資源管理部漁獲監理官

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う配分量の変更に係る要望調査

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う配分量の変更に係る要望調査について、当該変更を希望する場合は、希望する変更量を、別紙様式に必要な事項を記載の上、令和 年 月 日（ ）までに提出願います。

別記様式第 22 号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長又は大臣管理団体の長

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う配分量
の変更に係る要望調査に対する回答

年 月 日付けのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に
伴う配分量の変更に係る要望調査について、下記のとおり提出します。

記

くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う配分量の変更
の要望

種類	配分量			類型
	変更前	変更量	変更後	
小型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不等量交換
大型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不等量交換

※くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）に不等量交換する際の係数は、1.47 倍とする。また、
係数を乗じた後の数量については、小数点第 1 位までとし、小数点第 2 位以下は切り捨てた数量とす
る。

別記様式第 23 号

番 号
年 月 日

水産庁資源管理部漁獲監理官 殿

都道府県水産主務課長

漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するための不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更の要望

漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するための不等量交換に伴う都道府県別漁獲可能量の変更について、下記のとおり要望します。

記

1. くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への不等量交換に伴う漁獲可能量の変更の要望

種類	都道府県別漁獲可能量			類型
	変更前	変更量	変更後	
小型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不等量交換
大型魚	トン	トン	トン	小型魚から大型魚への不等量交換

※漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するために不等量交換する際の係数は、1.6 倍とする。また、係数を乗じた後の数量については、小数点第 1 位までとし、小数点第 2 位以下は切り捨てた数量とする。

2. 「新資源管理導入円滑化等推進事業のうち相互扶助漁獲支援事業」の計画承認書の日付・文書番号：